



北海道地方環境事務所説明資料

令和3年10月12日（火）

「ゼロカーボン北海道」タスクフォース・地方支分部局レベル会合（第2回）



1. 脱炭素先行地域の選定について

※ 以下、ご説明する内容は現時点のものであり、
今後変更の可能性もあることをご承知おきください

1. 脱炭素先行地域の定義、要件等

(1) 脱炭素先行地域とは

地域脱炭素ロードマップに基づき、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、農山漁村、離島、都市部の街区といった地域特性等に応じ再エネポテンシャルの最大活用による追加導入や住宅建築物の省エネ及び再エネ導入といった脱炭素に向けた取組内容を組み合わせ、**民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出については実質ゼロ**を実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現するため、**2025年度までにそれらの道筋をつけ、2030年度までに実現させ脱炭素を達成する地域。**

- 地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、**地域特性等に応じて脱炭素に向かう先行的な取組**を実行
- **地域課題を解決し住民の暮らしの質の向上**を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す

1. 脱炭素先行地域の定義、要件等

(2) 脱炭素先行地域で実現する削減レベルの要件

- ① 2030年度までに、先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現すること（地域内の民生部門の電力需要量を推計し、地域内の民生部門の再エネ供給量及び省エネによる削減量の合計がそれと同等以上となる計画であること）。
- ② 民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO₂やCO₂以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業、下水処理等の分野の温室効果ガスの排出についても、温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも1つ以上の取組を実施する計画となっていること。

1. 脱炭素先行地域の定義、要件等

(3) 脱炭素先行地域を選定する際に国が確認する事項

- ① 地域で実現する削減レベルの要件適合性
- ② 再生可能エネルギーの発電設備の最大限の導入
- ③ 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針、災害時の想定等）
- ④ 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上
- ⑤ 対象地域の規模及び当該地域に含まれるエリア特性
- ⑥ 先行地域の効果に関する定量的な指標設定や評価の実施方針
- ⑦ 改正温対法に基づく促進区域設定を含めた実行計画の策定方針
- ⑧ 地域内で実施される取組の先進性・独創性、汎用性・発展性

2. 脱炭素先行地域の選定

(1) 脱炭素先行地域の範囲

脱炭素先行地域の範囲は、地理特性や気候風土等を考慮し、住生活エリア、ビジネス・商業エリア、自然エリアなど10の類型を想定している。

住生活エリア	住宅街・団地（戸建て中心）
	住宅街・団地（集合住宅中心）
ビジネス・商業エリア	地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街等）
	大都市の中心部の市街地（商店街・商業施設、オフィス街・業務ビル）
	大学キャンパス等の特定サイト
自然エリア	農山村（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）
	漁村（漁業操業区域や漁港を含む漁業が営まれるエリア）
	離島
	観光エリア・国立公園（ゼロカーボンパーク）
施設群	公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群（点在する場合を含む）

複数の類型を含む地域や上記の類型に当てはまらない地域も対象となりうる。

一つの市区町村全域での指定に限定せず、市区町村内において一つの地域のみならず複数の地域を含む場合や、一つの地域が複数の市区町村・都道府県にまたがる場合、複数の自治体（地理的に離れているものも含む）の地域間連携なども対象となりうる。

2. 脱炭素先行地域の選定

(2) 申請者

申請者として以下の主体を想定する。

- ・ 市区町村
- ・ 市区町村が参画する協議体
- ・ 市区町村と民間事業者や大学等との共同申請
- ・ 複数自治体の地域間連携
- ・ 都道府県（公共施設群に係る取組を想定）

(3) 公募の回数及び時期

公募回数は年2回程度を想定。追加公募の実施は地域の進捗状況からみて柔軟に対応。公募の都度、早期に選定を行う。（第1回は来年春頃に選定）

3. 取組状況のフォローアップ

(1) 基本的な支援体制

地方環境事務所と関係省庁の地方支分部局等は、脱炭素先行地域と定期的に取り組状況をフォローアップする。また、その機会に限らず、地方環境事務所が窓口となって脱炭素先行地域に対し情報提供等のサポートを随時行う。

(2) 年度ごとの進捗評価

環境省は年度ごとに、有識者検討会において脱炭素先行地域の取組状況に係る評価分析を実施し、脱炭素先行地域にフィードバックする。

評価に当たっては、定期的フォローアップしている脱炭素先行地域の取組状況、関連法令に基づく報告、交付金が交付されている場合はその年度報告、地域経済分析のツール等を活用する。

(3) 脱炭素先行地域が行う自己評価

脱炭素先行地域は少なくとも計画の最終年度末、計画終了から3年後及び2030年度末に自らの取組状況や結果を評価する。

今後の主なスケジュール（見込み）



- | | |
|-----------|--|
| 9月17日～ | 自治体向け説明会（オンライン） |
| 12月中 | 公募要領及びガイドブック※案を公表
自治体向け説明会（オンライン） |
| 1月以降 | 公募実施 |
| 3月中 | 予算案成立と共に、ガイドブック※の策定・公表 |
| 来年春頃 | 脱炭素先行地域を選定、公表 |
| 以降、順次公募実施 | |

※地域脱炭素ロードマップにおいて、国の関係府省庁間で連携しつつ、地域と暮らしに関する各分野の施策に着実に取り組むこととしており、ガイドブックにおいて、先行地域づくりの要件や手続き、関係省庁の各種支援ツール等を整理し取りまとめ、反映する予定。

2. 地球温暖化対策計画（案）等について

地球温暖化対策計画の改定について

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

地球温暖化対策計画

- 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画
- 我が国全体の温室効果ガス削減目標を部門別に決定
(エネルギー起源CO₂については、エネルギーミックスに基づき決定)
- 削減目標実現のための対策を明記

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
産業部門	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他部門	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭部門	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸部門	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換部門	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、 メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

地球温暖化対策計画（案）の構成

はじめに（科学的知見、これまでの我が国の取組、パリ協定実施方針に関する交渉等）

第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

■ 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

- ① 2050年カーボンニュートラル実現に向けた中長期の戦略的取組
- ② 世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

■ 地球温暖化対策の基本的考え方

- ① 環境・経済・社会の統合的向上
- ② 新型コロナウイルス感染症からのグリーンリカバリー
- ③ 全ての主体の意識の改革、行動変容、連携の強化
- ④ 研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献
- ⑤ パリ協定への対応
- ⑥ 評価・見直しプロセス（P D C A）の重視

第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標

■ 我が国の温室効果ガス削減目標

- ・ 2030年度に2013年度比で46%減を目指す、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける

■ 計画期間

- ・ 閣議決定の日から2030年度末まで

第4章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために

■ 地球温暖化対策計画の進捗管理

- ・ 毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討

■ 国民・各主体の取組と技術開発の評価方法

■ 推進体制の整備

第3章 目標達成のための対策・施策

■ 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

■ 地球温暖化対策・施策

- ・ エネルギー起源二酸化炭素
- ・ 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
- ・ 温室効果ガス吸収源対策・施策
- ・ 分野横断的な施策
- ・ 基盤的施策

■ 公的機関における取組

■ 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

■ 特に排出量の多い事業者に期待される事項

■ 脱炭素型ライフスタイルへの転換

■ 地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）

■ 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際連携の確保、国際協力の推進

- ・ パリ協定に関する対応
- ・ 我が国の貢献による海外における削減
- ・ 世界各国及び国際機関との協調的施策

別表（個々の対策に係る目標）

■ エネルギー起源CO₂

■ 非エネルギー起源CO₂

■ メタン・一酸化二窒素

■ 代替フロン等4ガス

■ 温室効果ガス吸収源

■ 横断的施策

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

《再エネ・省エネ》

- 「改正地球温暖化対策推進法」に基づき、自治体が**太陽光**等の促進区域を設定
- **風力**等の導入拡大に向けた送電線の整備、利用ルールの見直し
- **地熱**発電の開発加速に向けた科学データ収集・調査、地域調整
- **住宅や建築物**の省エネ基準の義務付け拡大
- **家電**などの省エネ基準の引き上げ
- **省エネ機器**の導入補助金、税制措置

《横断的取組》

- 2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 国や自治体において、庁舎・施設に太陽光発電を最大限導入
- 日本の技術を活用した、新興国での排出削減
→「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

《産業・運輸など》

- 2050年に向けたイノベーション支援
→2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援
- 電動車の充電設備、水素ステーション導入支援
→2030年までに新車販売に占める次世代自動車を5～7割に
→2035年までに電動車100%に
- ノンフロン製の冷凍冷蔵機器の技術開発・導入支援

3.三井住友信託銀行株式会社との連携協定

目的

脱炭素・自然共生・循環型社会の構築を目指す「地域循環共生圏」及び2050年カーボンニュートラル宣言の実現に向け、**地域金融機関への伴走支援体制を強化しつつ、北海道におけるESG地域金融の普及及びこれを活用した地域課題解決の促進**に資することを目的とする。

狙い

地域企業の持続可能性の成長につなげる

- 地域金融機関において、ESG要素を考慮した事業性評価（目利き力）による融資・本業支援等の体制構築のための支援を行う。
- これにより、各地域金融機関の取引先企業等の事業に持続可能性の軸が加わり、企業価値の増大や地域経済の活性化につなげることを目指す

自治体を支援する

- 改正温対法を踏まえた再生可能エネルギーの地域への導入を支援する。

「ゼロカーボン北海道」の実現をESG地域金融の側面から後押しする

連携事項

取組概要

フェーズ

1 地域金融機関に対するESG地域金融の普及に関する事項

- ✓ 地域金融機関がESG金融を自ら実践するために必要な**知見の提供**
- ✓ ESG金融の組織内浸透を図るための仕組みの構築にかかる**助言**

ESG地域金融の普及

2 脱炭素を軸とした地球温暖化対策と地域課題の同時解決の促進に関する事項

- ✓ **地域循環共生圏の創出**や**地域脱炭素ロードマップの実践**に向けて地域との連携・対話の推進

案件づくり

3 環境配慮及び地域裨益を重視した再生可能エネルギー等の導入推進の支援に関する事項

- ✓ 改正温対法における**地域脱炭素化促進事業の事例創出**に向けた取組の促進

4 ESG地域金融プロジェクトに対するインパクト評価の実施支援に関する事項

- ✓ 事業活動が地域の環境・社会・経済に与える影響を評価し、**ポジティブインパクトの最大化を図る**ための支援

インパクト評価

5 科学的根拠に基づいた知見からのイノベーションの推進や優れた技術の社会実装に関する事項

- ✓ **テクノロジー・ベースド・ファイナンス (TBF)** を活用し、脱炭素化に関する事業の科学的評価・対話を支援

事業実施

6 協調融資等の地域と連携したファイナンス機会の創出に関する事項

- ✓ 地域金融機関への裨益を考慮した**協調融資等の実現に資するコーディネート支援**

支援内容のフレームワーク

